

平成 28 年 8 月 31 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 1 号機の廃止措置に伴う
原子炉施設保安規定変更認可申請について

当社は本年 2 月 12 日、今後の敦賀発電所 1 号機の廃止措置に向け、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉等規制法）に基づき、廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

（平成 28 年 2 月 12 日 お知らせ済み）

本日、原子炉等規制法に基づき、敦賀発電所 1 号機の廃止措置に係る運営管理等を定めた原子炉施設保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

当社は、今後も原子力規制委員会の審査に適切に対応してまいります。

以 上

添付資料：敦賀発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書（概要）

敦賀発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書（概要）

敦賀発電所の原子炉施設保安規定（第1編：1号機、第2編：2号機）※のうち、
第1編について、運転段階から廃止措置段階の規定に変更します。

（廃止措置を実施するために必要な事項を追加・廃止措置に伴い不要になる事項を削除）

※第1編と第2編の分編化については、平成27年6月に認可済。

敦賀発電所 1号機 廃止措置への移行に伴う主な変更内容

第3章	保安管理体制	・廃止措置主任者の選任、職務を追加 （原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は削除） ・廃止措置に係る運営管理及び工事管理に関する業務を行うため、廃止措置室を追加 ・2号機との共用設備の運用の見直し（共用設備の運用管理を2号機側で行う）
第4章	廃止措置管理 （施設の運用管理を含む）	・廃止措置管理（運転停止に関する恒久的な措置、廃止措置工事管理、安全貯蔵）を追加 ・「運転上の制限」に代えて「施設運用上の基準」として「使用済燃料プールの水位、水温」を規定 ・廃止措置プラントに要求されている「火災、内部溢水、重大事故、大規模損壊時の体制整備」を規定
第10章	保安教育	・廃止措置に関する教育を追加（原子炉の運転に関する教育は削除）